

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

21 草地環境の調査について.....	1
22 誘引特性の小さい光源の事前把握について.....	3
23 土壌汚染調査の段階的な実施状況とその結果について.....	5
24 産業廃棄物最終処分場跡地以外での埋立地が存在する可能性に対する対応について.	24
25 戦時中の遺構に対する神奈川県への対応と本アセスでの対応について.....	27

令和4年2月

21 草地環境の調査について

(1) 現状の草地の面積について

対象事業実施区域における区分ごとの面積を表 21-1 に、分け方を図 21-1 に示します。

区分は現状の使用用途等を踏まえ、「広場等の草地」、「運動施設（一部草地）」、「その他（草が生えていない箇所）」、「人が立ち入れない草地」、「樹林地」、「囲障区域（一部樹林地、草地）」の6つとしました。

現状の草地（概ね全域が草本植物で覆われているエリア）の面積は、約 408,350m²（「広場等の草地」が約 22,650m²、「人が立ち入れない草地」が約 385,700m²）です。

なお、将来の草地面積については、準備書にて示します。

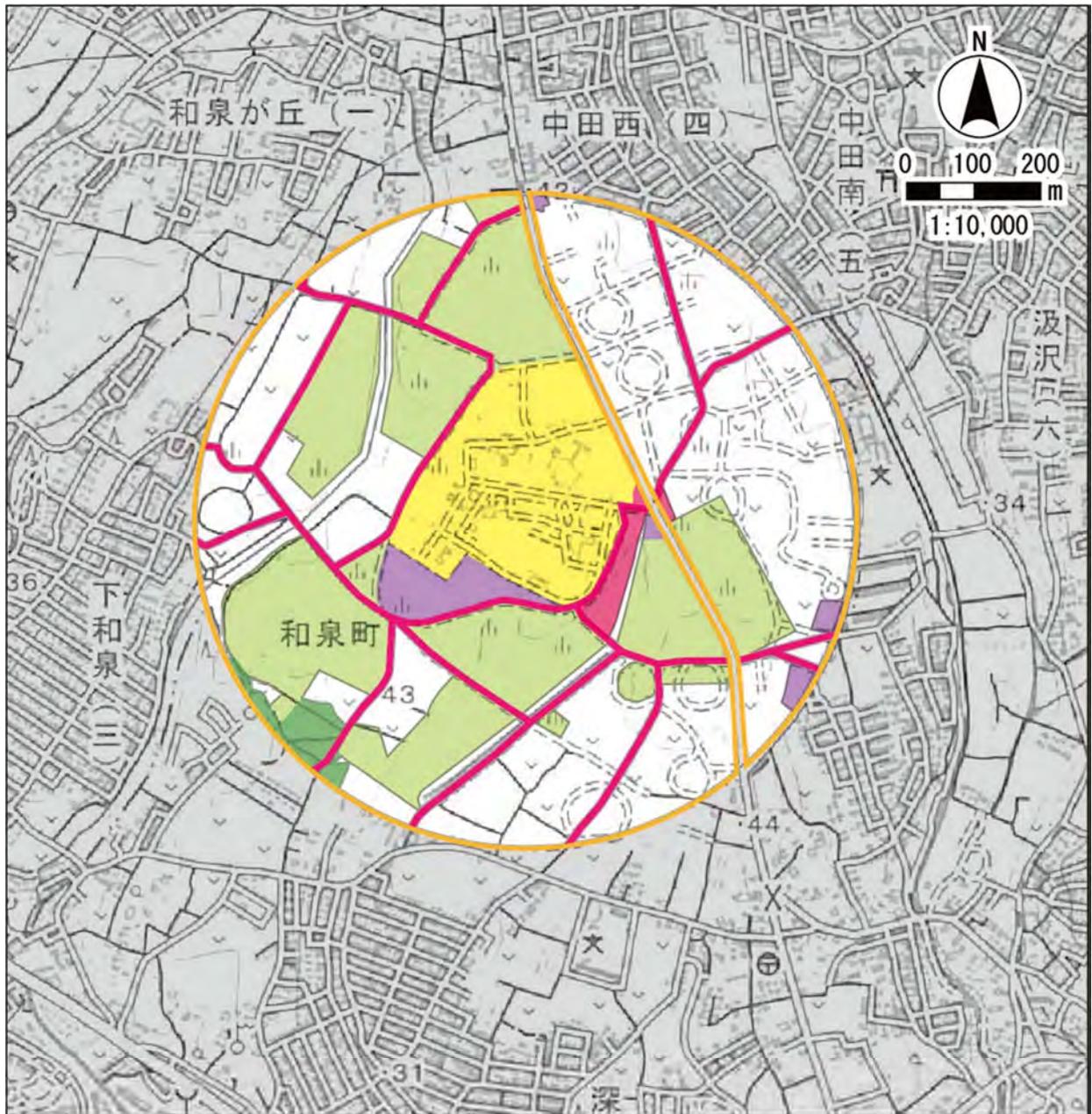
表 21-1 対象事業実施区域における区分ごとの面積

管理	区分	区分（詳細）	面積(m ²)
横浜市管理	広場等の草地	中央広場 町内会、自治会広場	約 22,650
	運動施設（一部草地）	野球場、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、多目的広場	約 230,000
	その他（草が生えていない箇所）	駐車場、駐輪場、通路等	約 27,000
	横浜市管理合計面積		約 279,650
国管理	人が立ち入れない草地	国有地の囲障区域外のエリア	約 385,700
	樹林地	外周道路予定地の樹林地	約 7,000
	囲障区域（一部樹林地、草地）	囲障区域全域	約 87,000
	国管理合計面積		約 479,700

(2) 類型区分を踏まえた現地調査の実施と定量的な評価

類型区分としては、大きく樹林環境、草地環境、構造物等に分けることを想定しており、草地環境についても、「草刈り頻度」、「人の利用度（踏圧）」も参考に、複数に分けられるように努めます。また、予測・評価にあたっては、できる限り定量的な評価に努め、その内容は、準備書にて示します。

なお、動物及び植物の現地調査については、対象とする調査範囲が広大なため、横浜市環境影響評価審査会（以下「審査会」といいます。）においてご指摘頂いた内容を踏まえ、調査図面上に大まかな類型区分を明記したうえで、調査範囲内の環境を網羅した調査を実施するよう努めます。



凡 例

— : 対象事業実施区域 (公園事業及び墓園事業)

横浜市管理

■ : 広場等の草地

■ : 運動施設 (一部草地)

■ : その他 (草が生えてない箇所)

国管理

□ : 人が立ち入れない草地

■ : 樹林地

■ : 困障区域 (一部樹林地、草地)

図 21-1 対象事業実施区域
における区分

22 誘引特性の小さい光源の事前把握について

(1) ライトトラップの光源について

本調査では調査区域における昆虫類相の把握が主目的となります。そのため、昆虫類トラップ調査では、調査手法として確立されていない誘引特性の低い光源を用いるのではなく、誘因特性が大きいとされ、ライトトラップ調査でも一般的に使用されている照明（ブラックライト）を用いた調査をおこなうこととします。

(2) 園内灯の光源について

昆虫類における光源別の誘因程度の差異については、白山竜次・郡山啓作「光源の種類と波長スペクトルの違いが昆虫の誘引に及ぼす影響」『農研機構研究発表会第77回発表要旨集』(2014) p.156において、白熱電球、蛍光灯、LEDを対象に昆虫類の誘因程度を比較した調査が行われており、LEDが最も誘因個体数が少ない結果となっていました。この結果は、昆虫類は紫外線に誘引されることが知られており、LED以外の光源は紫外域の放射が認められることで、白熱電球、蛍光灯の誘因数が多いことが要因となったと考えられます¹（次頁参照）。

これらの研究結果を踏まえると、誘因特性が最も少ないLED光源の使用が有効であると考えられます。夜間等の施設利用上の安全等も考慮の上、対象事業実施区域内に配置する照明器具に使用する光源については今後検討し、準備書にて示します。

光源の種類と波長スペクトルの違いが昆虫の誘引に及ぼす影響

○白山竜次・郡山啓作
(鹿児島農総セ花き)

【目的】

キクの電照栽培ほ場は、全国で約2,200haと推定されており、白熱電球や蛍光灯、LED電球など、光質の異なる様々な光源が導入されている。夜間の照明には夜蛾類や甲虫類などの夜行性の昆虫類が誘引されるが、光源の種類と誘引程度については不明な点が多い。

本試験では波長スペクトルの異なる白熱電球や蛍光灯、LED電球を用いて、各光源の夜間点灯による昆虫類の誘引程度の差異を調査し、それぞれの波長スペクトルと誘引程度の関係について検討した。

【材料および方法】

図1に示すように供試光源を1.3mの高さに設置して、光源直下50cmに住化式粘着トラップを置き、飛来する昆虫を捕獲した。試験は2013年6月中旬に行い、点灯時間帯は18時～明朝6時とした。器具は3組作成し、同時に3光源の調査ができるようにした。

【結果および考察】

白熱電球、赤色蛍光灯、赤色LEDの比較では、赤色蛍光灯が最も誘引数が多く、次いで白熱電球、赤色LEDの順であった。赤色LEDは他の光源に比較して著しく少なかった(表1)。光質(色温度)の異なる蛍光灯による誘引数を比較すると、赤色が多く、次いで電球色、昼光色の順であった(表2)。次に光質(色温度)の異なるLEDによる誘引数を比較した場合、昼光色が多く、次いで電球色、赤色の順であった(表3)。

昆虫の走光性に関する光の波長域は、人間の視感度(400~700nm)よりも短波長域(280~600nm)にシフトしているため、昆虫は紫外線を感知することが知られている。表4に供試光源の紫外域の放射量を示した。LED光源以外は紫外域の放射が認められ、このことが白熱電球および蛍光灯で昆虫の誘引が多い要因ではないかと考えられた。また紫外域の放射を持たないLED光源(昼光色、電球色、赤色)の誘引程度の差異(表3)は、青色光の放射量などが関与していると考えられた(図3)。



図1 試験区の設置状況 図2 夜間の点灯状況

表1 発光方式の異なる光源における昆虫の誘引数(6月18日)

光源	夜蛾類	コガネムシ	カメムシ	他	計
白熱電球	13	0	11	77	101
赤色蛍光灯	33	12	41	87	173
赤色LED	1	0	0	15	16

表2 光質(色温度)の異なる蛍光灯による誘引数(6月19日)

光源	夜蛾類	コガネムシ	カメムシ	他	計
昼光色蛍光灯	12	1	3	28	44
電球色蛍光灯	20	4	5	60	89
赤色蛍光灯	32	4	6	55	97

表3 光質(色温度)の異なるLED電球による誘引数(6月20日)

光源	夜蛾類	コガネムシ	カメムシ	他	計
昼光色LED	5	0	3	32	40
電球色LED	0	0	6	10	16
赤色LED	1	0	2	7	10

表4 供試光源の紫外域放射量の差異(mW・m⁻²)

光源	UV-A	UV-B
	(320~400nm)	(280~320nm)
白熱電球	1,107	0
昼光色蛍光灯	449	0
電球色蛍光灯	2,926	0
赤色蛍光灯	1,710	407
昼光色LED	0	0
電球色LED	0	0
赤色LED	0	0

紫外線放射照度計(X1, Gigahertz-Optik社)を用いて点灯3分後にセンサーを電球下端に接して測定

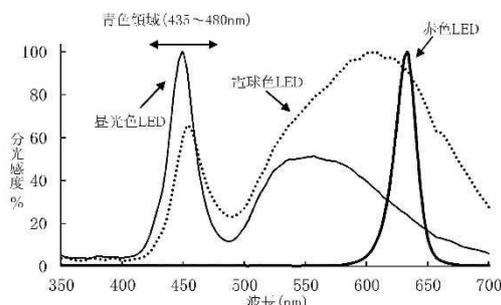


図3 光質の異なる3LED光源の波長分布
分光放射照度計(MS720, 英弘精機)により測定

23 土壌汚染調査の段階的な実施状況とその結果について

深谷通信所跡地では、土壌汚染調査を図 23-1 の手順で、土地所有者である国（南関東防衛局）により実施されています。

このうち、概況調査及び詳細調査について、調査内容、調査位置、調査結果について整理しました。なお、今回の整理にあたっては防衛省南関東防衛局等が作成・公表している以下の資料を引用しました。

- ・深谷（27）土壌調査 業務報告書（平成 28 年 3 月）
- ・旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果について（平成 28 年 4 月）
- ・旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果について（平成 29 年 5 月）

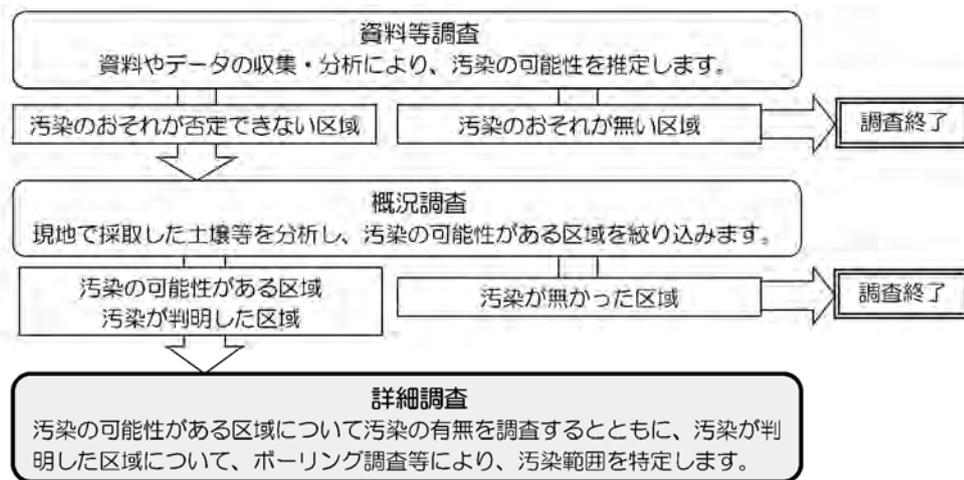


図 23-1 土壌汚染調査の手順（方法書 資料 1）

（1）資料等調査の概要

対象地の土地登記簿や地形図、住宅地図、空中写真や一般公表資料等を収集し、対象地及びその周辺のこれまでの土地利用状況を確認するとともに、対象地及び周辺を踏査し、残存施設や土地利用状況、特定有害物質の取扱状況等が確認されました。

その結果等を総合的に検討し、土壌汚染状況調査の対象となる特定有害物質（土壌汚染対策法施行令第 1 条に掲げる物質）ごとに、

- ①土壌汚染が存在するおそれが比較的多い土地
- ②土壌汚染が存在するおそれが少ない土地
- ③土壌汚染が存在するおそれがない土地

の 3 つに区分し、①および②の土地を中心に概況調査の計画が検討されました。

(2) 概況調査の概要

資料等調査の結果、「汚染のおそれが否定できない区域」が存在すると判断されたため、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき概況調査が実施されました。

土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地を含む単位区画については、100 m² (10m 格子) 単位で試料採取等を行うこととし、すべての単位区画で試料採取等が行われました。土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地では、まず、900 m² (30m 格子) 単位で試料採取等が行われ、この結果、基準不適合土壤が存在することが確認された場合には、その 30m 格子内において改めて単位区画 (100 m² (10m 格子)) ごとに試料採取等が行われました。すべての範囲で土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画については、試料採取等を行わないこととされました。具体的な試料採取等区画の選定方法は、試料採取等対象物質の種類により異なります。

土壤ガス調査は、揮発性有機化合物による土壤汚染の可能性について把握するために、土壤汚染対策法に示された以下に示す方法で実施されました。

配管下土壤調査は、特定有害物質を使用した可能性がある該当建屋からの排水管下の土壤汚染を特定するために実施されました。なお、排水管は撤去されているため、既往図面により採取位置および深度が決定されました。

調査内容、調査地点、調査結果は以下のとおりです。

① 調査内容

【表層土壤調査】

表層土壤 (地表から深度 0.5m) を採取し、土壤溶出量試験と土壤含有量試験を実施。

【土壤ガス調査】

ボーリングバーを用いて深度約 1 m を削孔し 30 分間放置、その孔より土壤ガスを採取し、分析。

【配管下土壤調査結果】

現在、排水管本体は撤去されているが、土壤汚染のおそれがあると判断された排水管下の土壤汚染を特定するために土壤 (配管下から 50cm) を採取し、土壤溶出量試験と土壤含有量試験を実施。

〔参考〕

- ・ 土壤溶出量試験：土壤から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・ 土壤含有量試験：土壤に含まれる有害物質そのものの量をはかる試験
- ・ 土壤ガス調査：土壤に含まれる揮発性の有害物質の濃度を測定する調査

② 調査地点

測定項目別の調査地点図を図 23-2 (1) ~ (7) に示します。

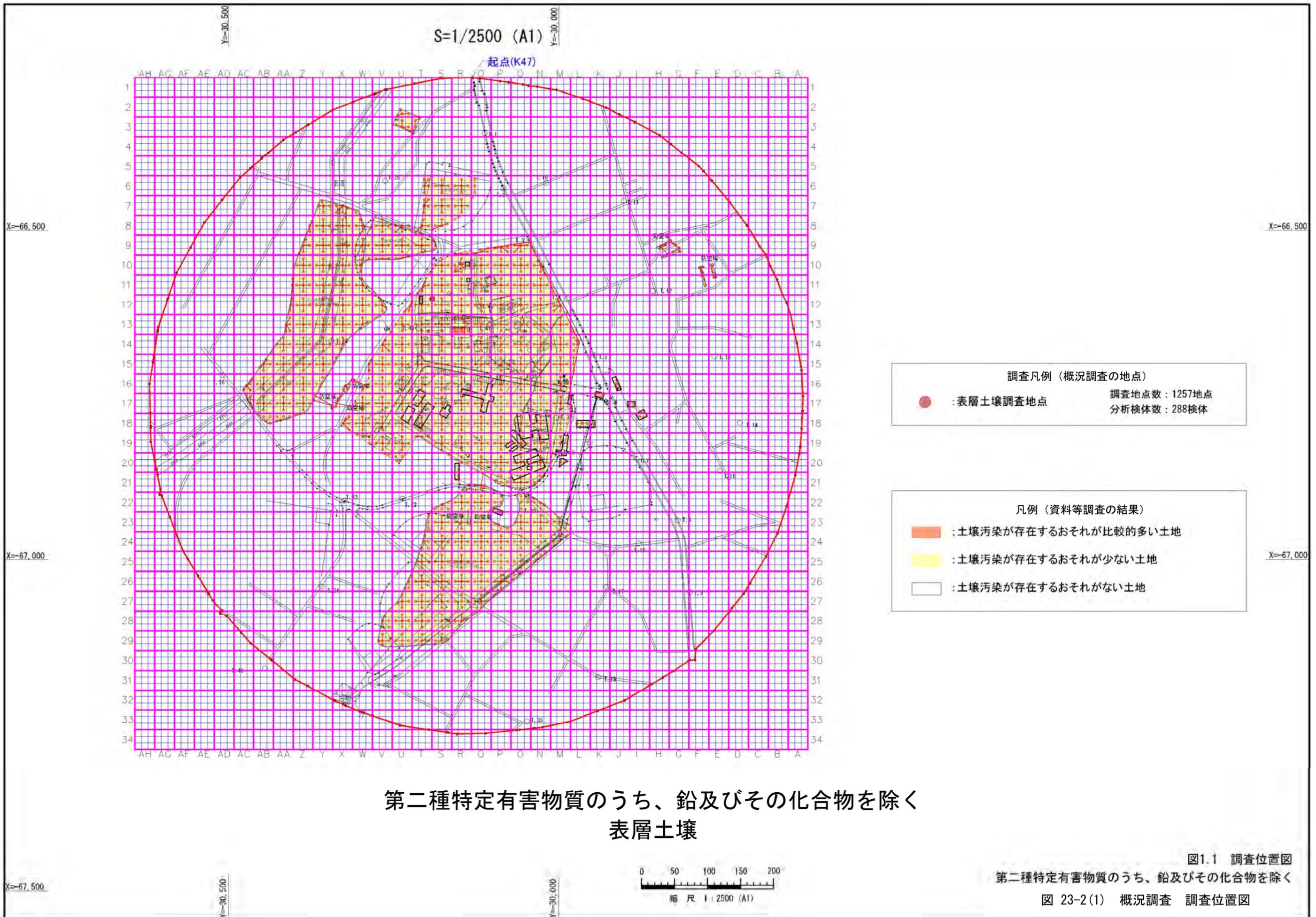
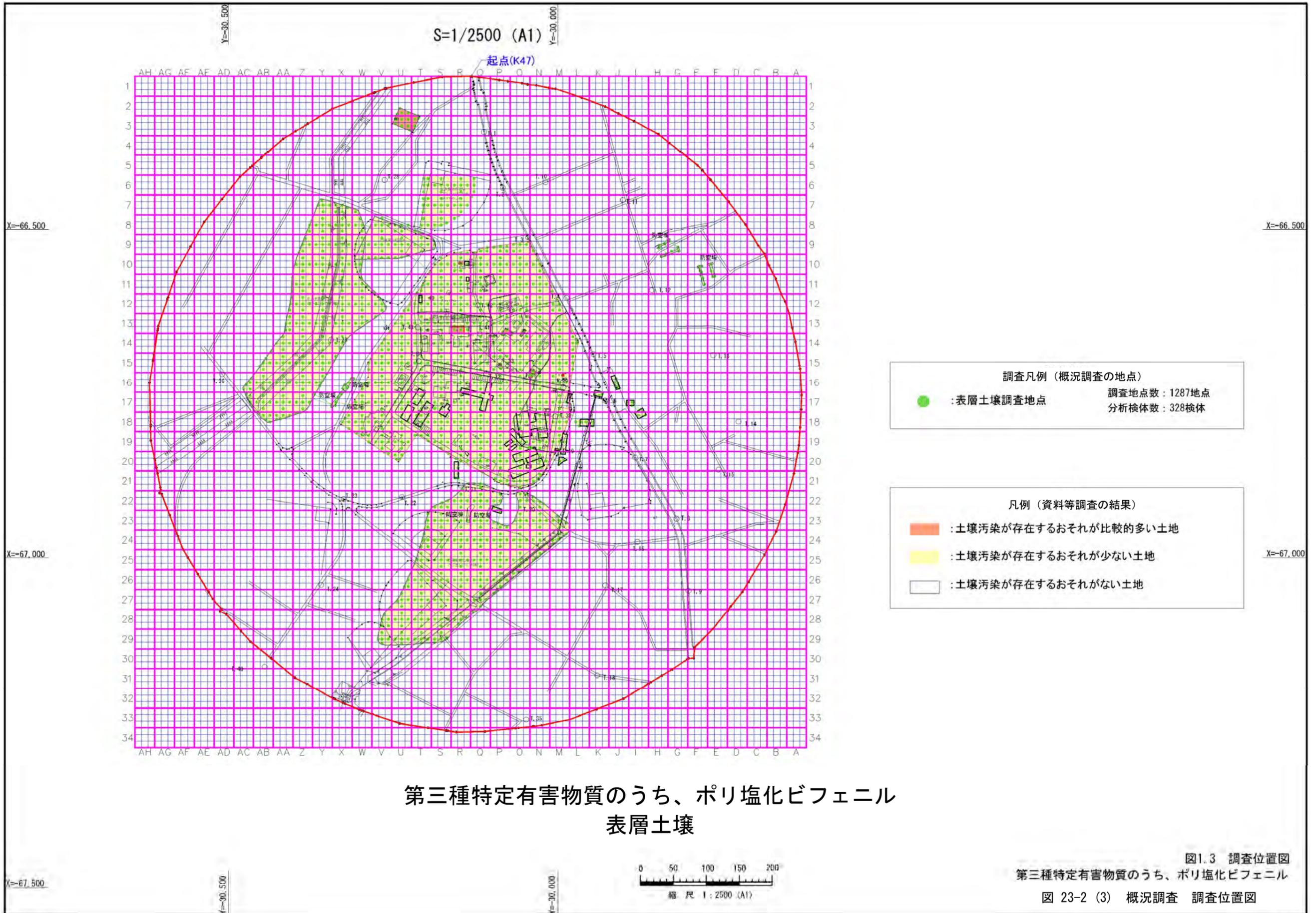
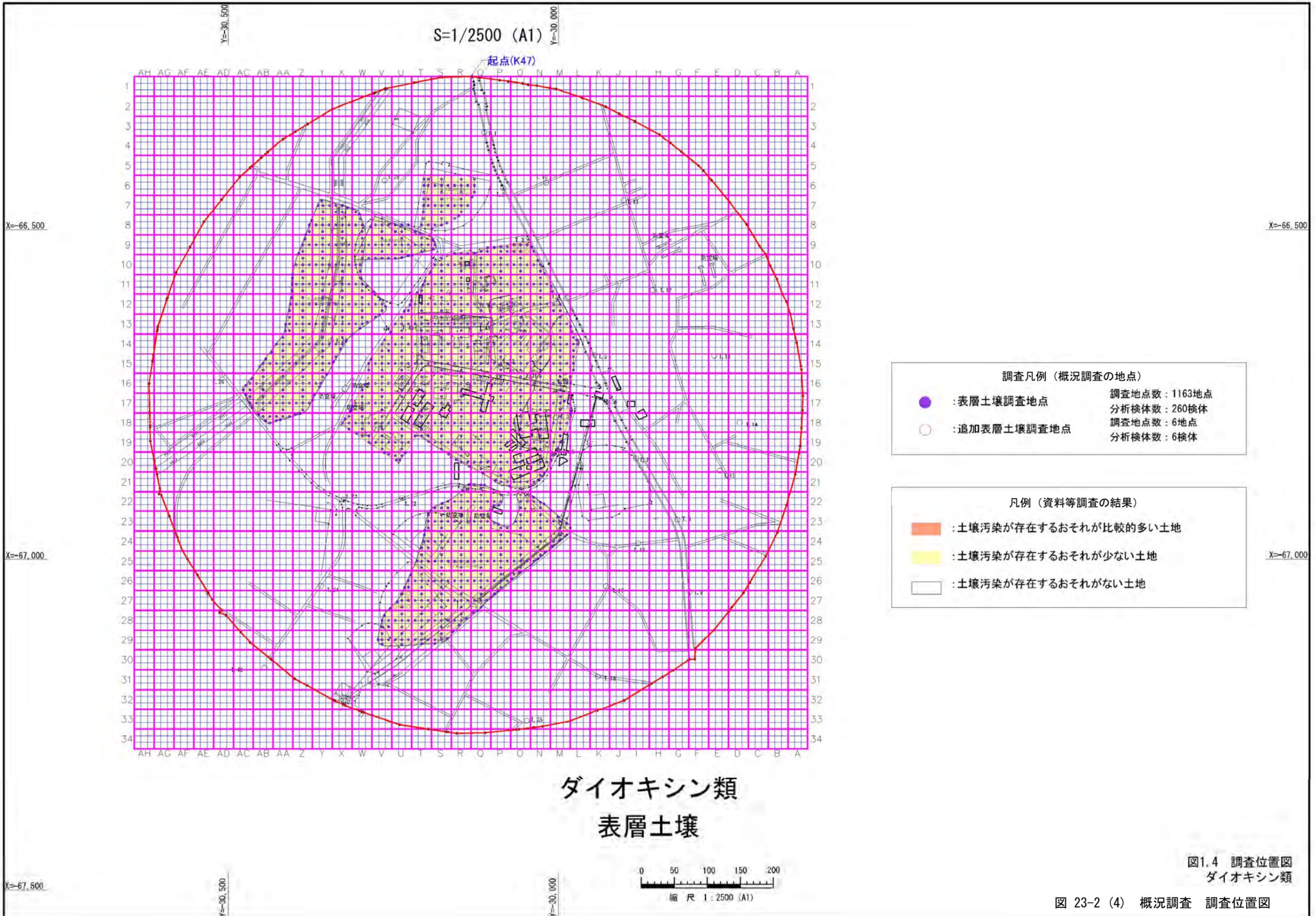


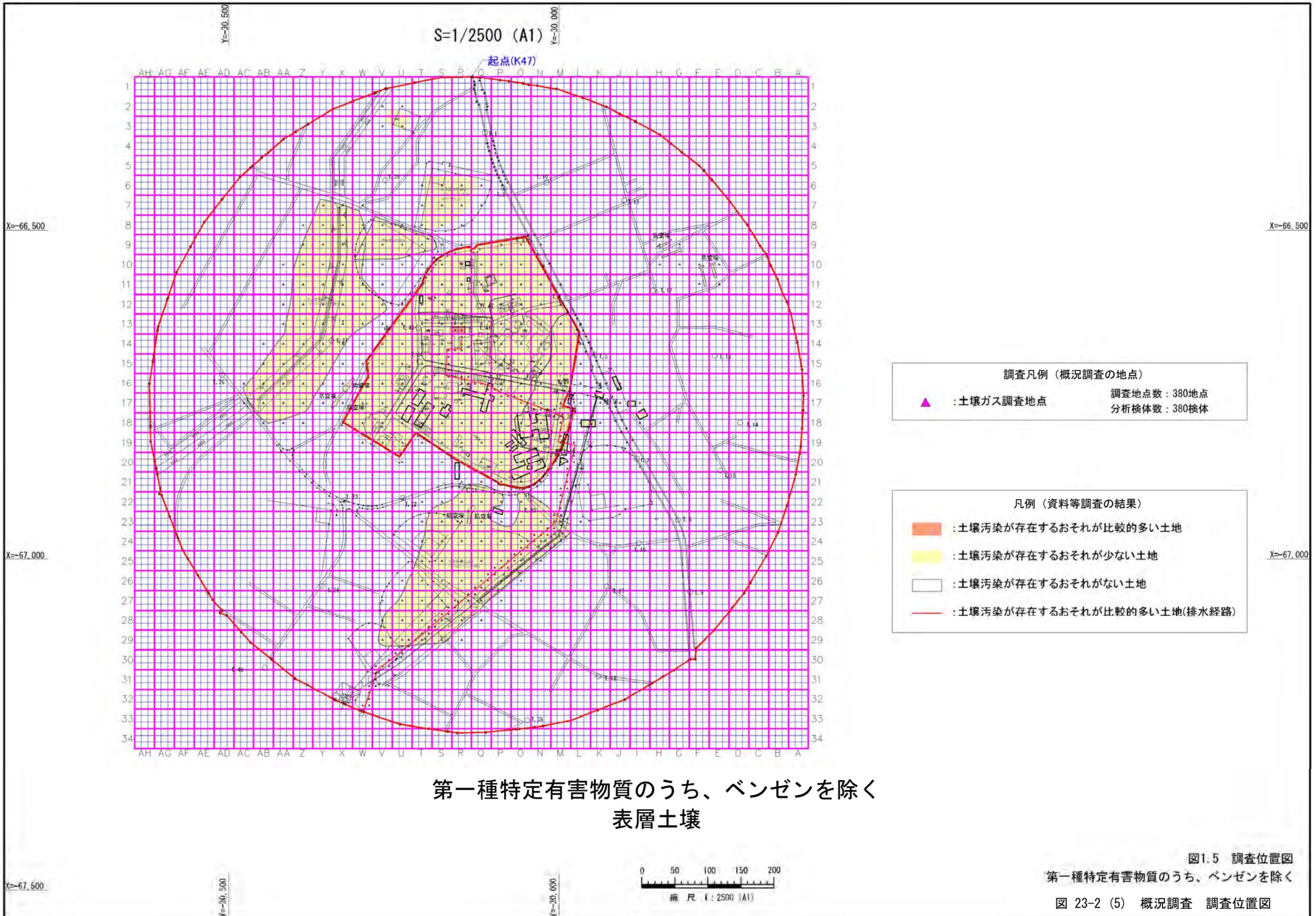
図1.1 調査位置図

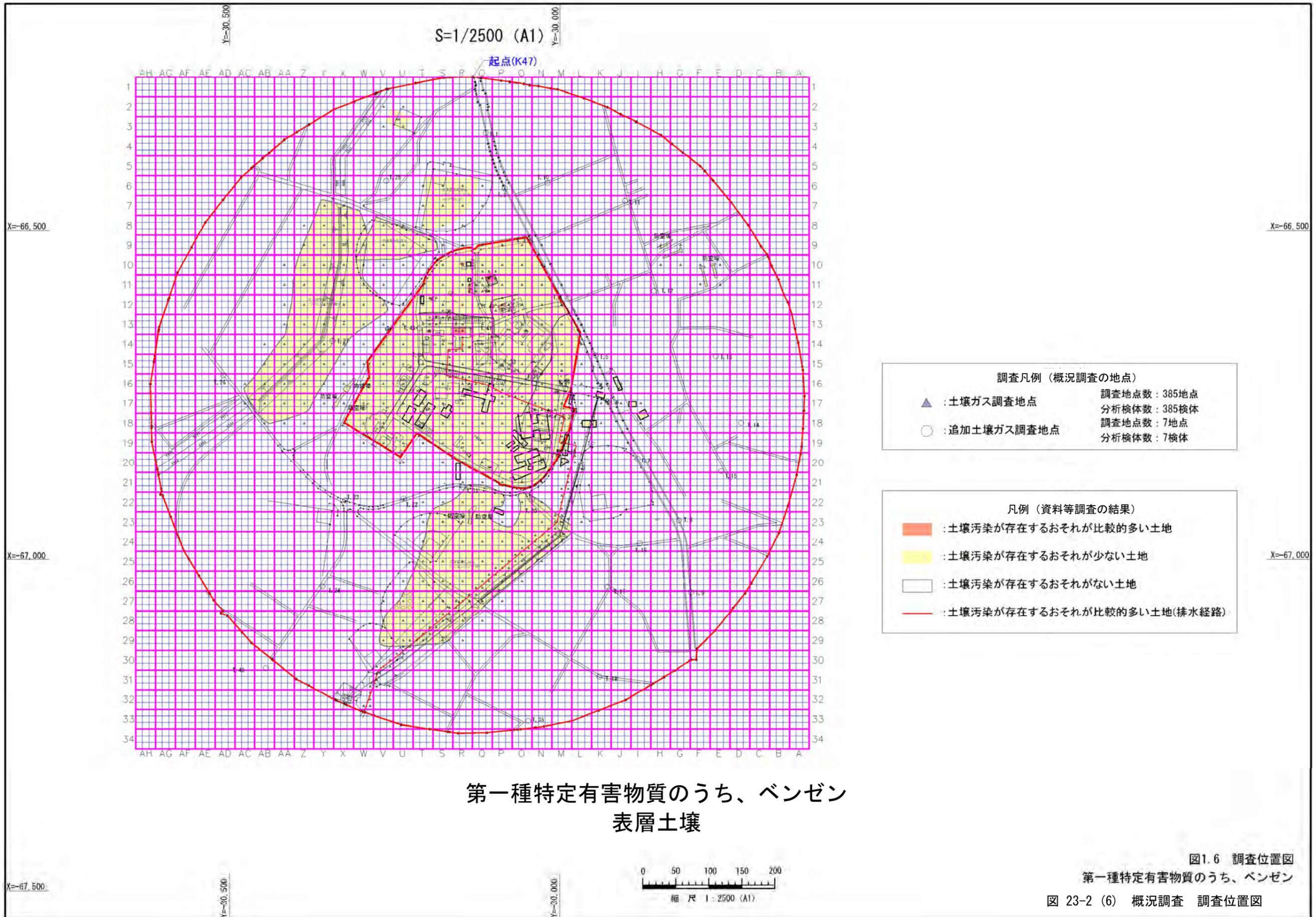
第二種特定有害物質のうち、鉛及びその化合物を除く

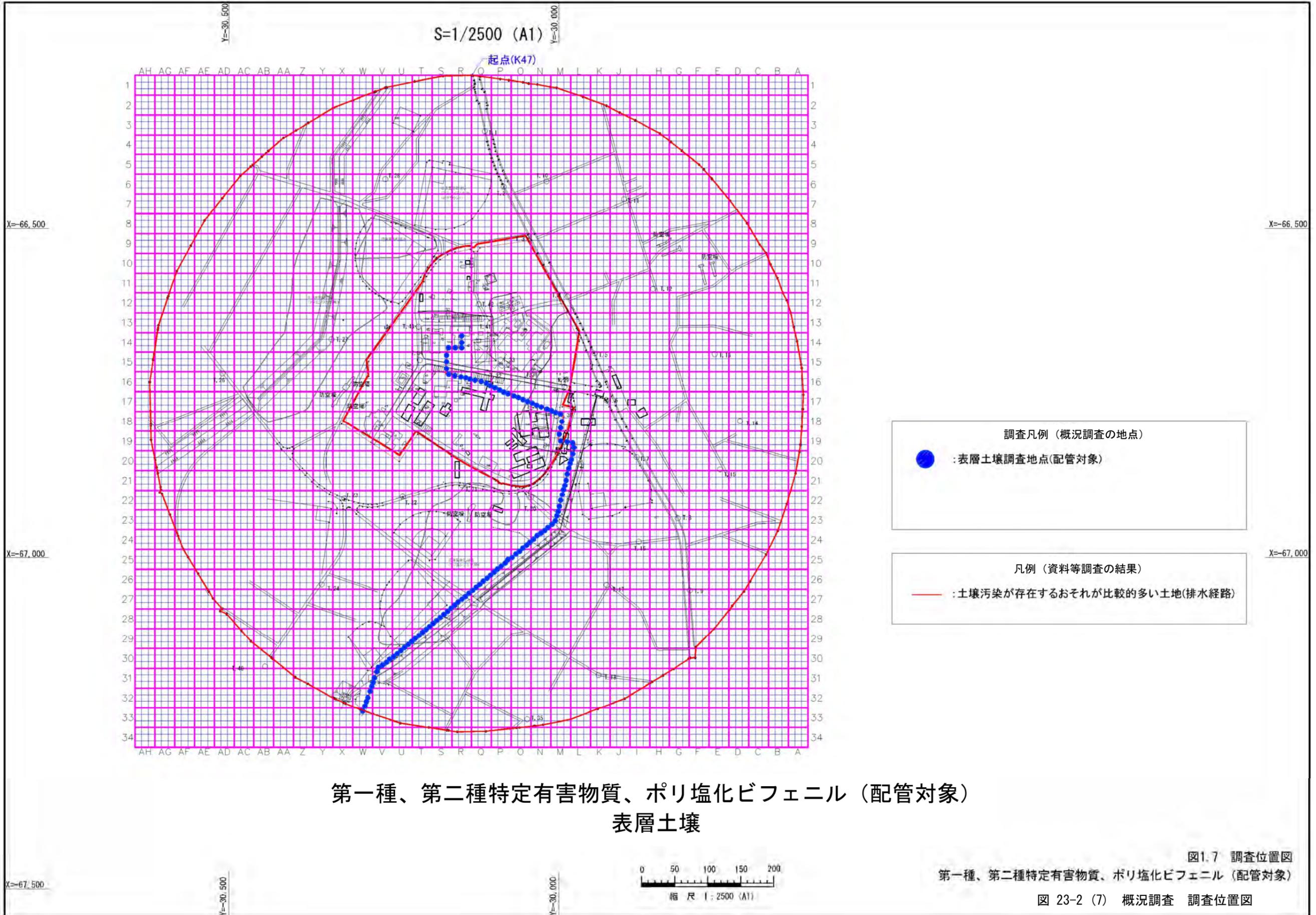
図 23-2(1) 概況調査 調査位置図











**第一種、第二種特定有害物質、ポリ塩化ビフェニル (配管対象)
表層土壌**

③ 調査結果

各調査項目の調査結果は図 23-3 に示すとおりです。

【調査対象物質と表層土壌調査結果】

表層土壌調査は、第二種特定有害物質（9 項目）と第三種特定有害物質（1 項目）、ダイオキシン類を調査対象物質として行われました。調査結果は表 23-1 に示すとおりです。

調査の結果、対象地の土壌で鉛及びその化合物について、区域内に設定された全体で 1342 区画（各区画 10m×10mメッシュ）のうち、15 区画において（※1）「含有量基準不適合」と評価されました。

また、ダイオキシン類については、1 区画（各区画 10m×10mメッシュ）において（※2）「含有量基準不適合」と評価されました。

※1 土壌汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

※2 ダイオキシン類対策特別措置法の定める「土壌の汚染に係る環境基準」

表 23-1 調査対象物質と表層土壌調査結果

調査対象物質		土壌調査結果	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	基準適合	—
	六価クロム化合物	基準適合	—
	シアン化合物	基準適合	—
	水銀及びその化合物	基準適合	—
	セレン及びその化合物	基準適合	—
	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：含有量 基準値：150mg/kg 分析値：170~1500mg/kg 不適合区画数（10m 区画）：15 区画
	砒素及びその化合物	基準適合	—
	ふっ素及びその化合物	基準適合	—
	ほう素及びその化合物	基準適合	—
第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	基準適合	—
ダイオキシン類		基準不適合	基準値：1000pg-TEQ/g 分析値：2300pg-TEQ/g 不適合区画数（10m 区画）：1 区画

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、表層土壌の鉛含有量の分析値が基準に不適合であった範囲は、図 23-3 に示す赤枠で囲った 15 区画の 10m 区画で、ダイオキシン類の分析値が基準に不適合であった範囲は図 23-3 に示す青枠で囲った 1 区画の 10m 区画です。

【調査対象物質と土壌ガス調査結果】

土壌ガス調査は、第一種特定有害物質（11項目）を調査対象物質として行われました。調査結果は表 23-2 に示すとおりです。

調査の結果、対象地の土壌でベンゼンについて、区域内に設定された全体で 392 区画（各区画 10 m×10mメッシュ）のうち、2 区画から「検出」されました。

表 23-2 調査対象物質と土壌ガス調査結果

調査対象物質		土壌調査結果	
第一種 特定有害物質	四塩化炭素	不検出	—
	1,2-ジクロロエタン	不検出	—
	1,1-ジクロロエチレン	不検出	—
	シス 1,2-ジクロロエチレン	不検出	—
	1,3-ジクロロプロペン	不検出	—
	ジクロロメタン	不検出	—
	テトラクロロエチレン	不検出	—
	1,1,1-トリクロロエタン	不検出	—
	1,1,2-トリクロロエタン	不検出	—
	トリクロロエチレン	不検出	—
	ベンゼン	検出	基準：検出されない事 分析値：0.1、0.7volppm：2 区画

・土壌ガスが確認された範囲

対象地において、ベンゼンが検出された範囲は、図 23-3 に示す紫枠で囲った 2 区画の 10m 区画です。

【調査対象物質と配管下土壌調査結果】

配管下土壌調査は、第二種特定有害物質（9項目）と第三種特定有害物質（1項目）を調査対象物質として行われました。調査結果は表 23-3 に示すとおりです。

調査の結果、対象地の土壌で、区域内に設定された全体で 111 区画（各区画 10m×10mメッシュ）のうち、（※1）43 区画において、

- ①鉛及びその化合物について（※2）「溶出量基準不適合」、「含有量基準不適合」。
- ②ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物について（※2）「溶出量基準不適合」と評価されました。

※1 鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物が重複している区画は 1 区画とする。

※2 土壌汚染対策法の定める「汚染状態に関する基準」。

表 23-3 調査対象物質と配管下土壌調査結果

調査対象物質		土壌調査結果	
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	基準適合	—
	六価クロム化合物	基準適合	—
	シアン化合物	基準適合	—
	水銀及びその化合物	基準適合	—
	セレン及びその化合物	基準適合	—
	鉛及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量・含有量 基準値：0.01mg/L・150mg/kg 分析値：0.011~0.043mg/L・ 160~2900mg/kg 不適合区画数（10m 区画）：6 区画・ 36 区画
	砒素及びその化合物	基準適合	—
	ふっ素及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量 基準値：0.8mg/L 分析値：0.82~3.7mg/L 不適合区画数（10m 区画）：34 区画
	ほう素及びその化合物	基準不適合	不適合項目：溶出量 基準値：1.0mg/L 分析値：1.1~4.1mg/L 不適合区画数（10m 区画）：5 区画
第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	基準適合	—

・基準不適合が確認された範囲

対象地において、分析値が基準に不適合であった範囲は、図 23-3 に示す緑枠で囲った 43 区画の 10m区画です。



図 23-3 概況調査 調査結果 (詳細調査 調査位置)

(3) 詳細調査の概要

概況調査の結果、基準不適合土壌の存在が確認されたため、詳細調査が実施されました。

① 調査内容

ア. 第一種特定有害物 調査

(土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された2区画(うち1区画は第二種特定有害物調査区画と重複する。))

地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験を実施。

イ. 第二種特定有害物 調査

(土壌汚染概況調査の結果、鉛及びその化合物の15区画)

地表面から1m毎に10mまでの土壌含有量試験を実施。

ウ. 第二種特定有害物 調査 [配管下調査]

(土壌汚染概況調査の結果、鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物の分析値が基準不適合であった43区画(※))

地表面から1m毎に10mまでの土壌溶出量試験と土壌含有量試験を実施。

また、土壌溶出量が基準を超過した地点については、地下水が検出されたため、地下水分析を実施。

※鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物・ほう素及びその化合物が重複している区画は1区画とする。

エ. ダイオキシン類 調査

(土壌汚染概況調査の結果、ダイオキシン類が基準不適合であった1区画)

表層5cm~10cm、10cm~15cm、15cm~20cm、20cm~50cm、1m及び2mの深度の土壌含有量試験を実施。

② 調査地点

概況調査の結果、「基準不適合」等と判定された区域において、詳細調査を行いました。詳細調査の調査地点は図23-3に示すとおりです。

③ 調査結果

詳細調査の結果を表 23-4 に示します。

調査の結果、囲障区域内でダイオキシン類が1区画で、鉛及びその化合物の含有量が1区画で基準不適合となり、囲障区域外で鉛及びその化合物の溶出量が1区画の基準不適合が確認されました。

合計として、囲障区域内で2区画、囲障区域外で1区画の基準不適合が確認されました。

また、旧配管下調査を実施した43区画のうち基準不適合が確認された40区画でポーリング調査を実施した結果、土壌ではなく、廃棄物が確認されました（審査会（令和3年度第20回）の補足資料19番）。

基準不適合が確認された地点は図 23-4 に示すとおりです。

表 23-4 詳細調査の結果

調査内容	第二種特定有害物質調査	第二種特定有害物質調査 [旧配管下調査]	ダイオキシン類 調査
対象場所	囲障区域内	通路及び野球場の一部	囲障区域内
基準 不適合	鉛及びその化合物 (土壌含有量) 1区画 基準不適合深度：深度 1m	鉛及びその化合物 (土壌溶出量) 1区画 基準不適合深度：深度 6m	ダイオキシン類 1区画 基準不適合深度： 深度 0.05～0.2m
措置状況	上記区画は、 <u>囲障区域内にあるため、一般の方の立ち入りが制限されています。</u>	上記区域は、 <u>十分な土被り(50 cm以上)があり、また、地下水分析で基準適合が確認されましたため、現地での措置は講じていません。</u>	上記区画は、 <u>囲障区域内にあるため、一般の方の立ち入りが制限されています。</u>

注 1) 旧配管下調査で不適合基準であった43区画のうち40区画はポーリング調査の結果、土壌ではなく廃棄物であることが確認されました。

注 2) 土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された2区画において土壌溶出量試験を行ったところ、溶出量基準適合が確認されました。

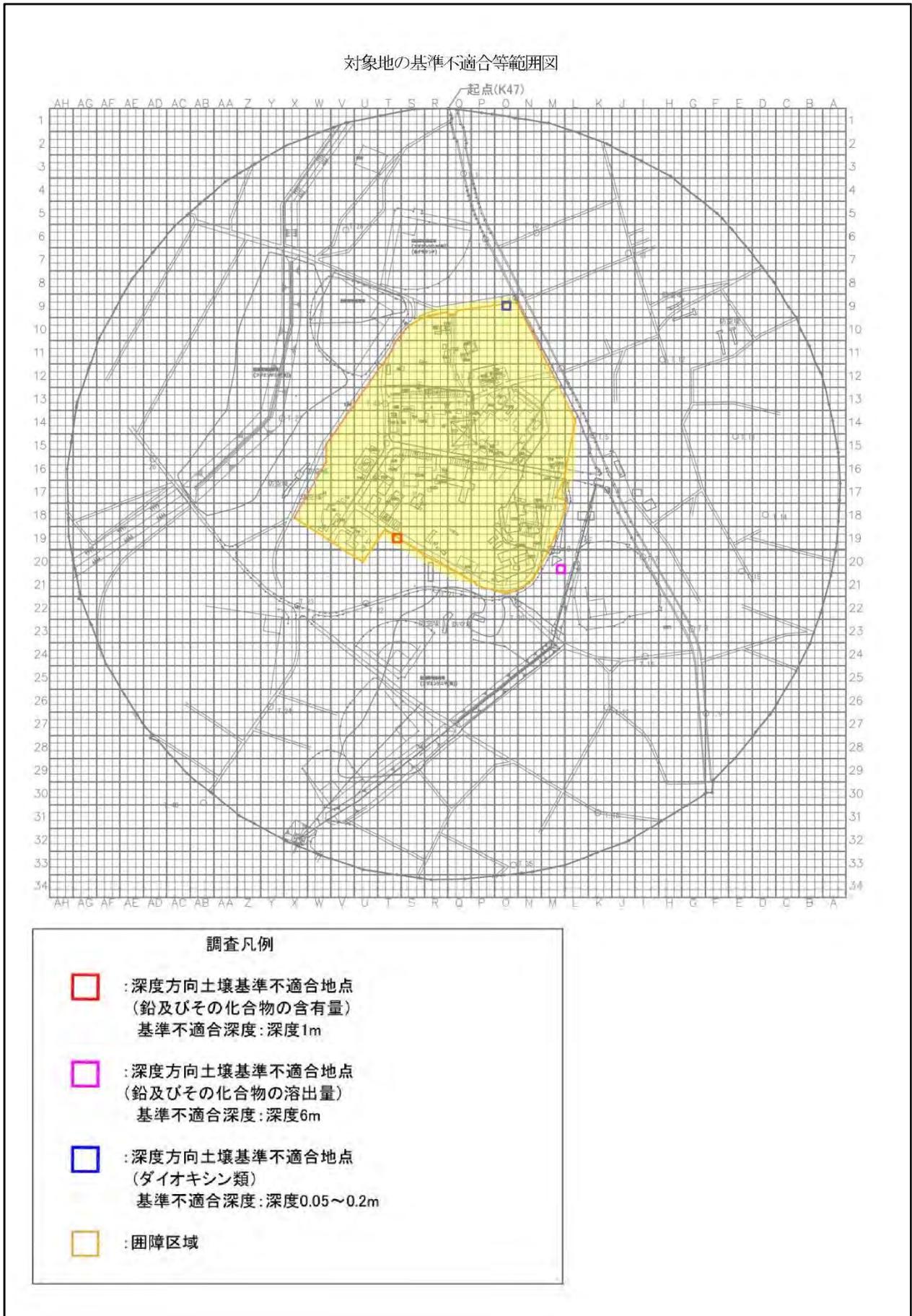


図 23-4 詳細調査 調査結果

(4) 土壌汚染にかかる追加の土壌調査について

土地所有者である国は、前項の「23 土壌汚染調査の段階的な実施状況とその結果について」に示す通り、対象事業実施区域全域を対象とした資料調査、及び該当箇所の概況調査、詳細調査を行いました。その結果として、P22、23 の参考情報に示す通り、表示の区域が形質変更時要届出区域に指定されたことから、現時点では、追加の土壌汚染調査は不要と考えております。

工事の実施に当たっては、汚染土壌が飛散しない対策を講じ、併せてモニタリングを行い、最終的に安全に施設が利用できるよう対応してまいります。

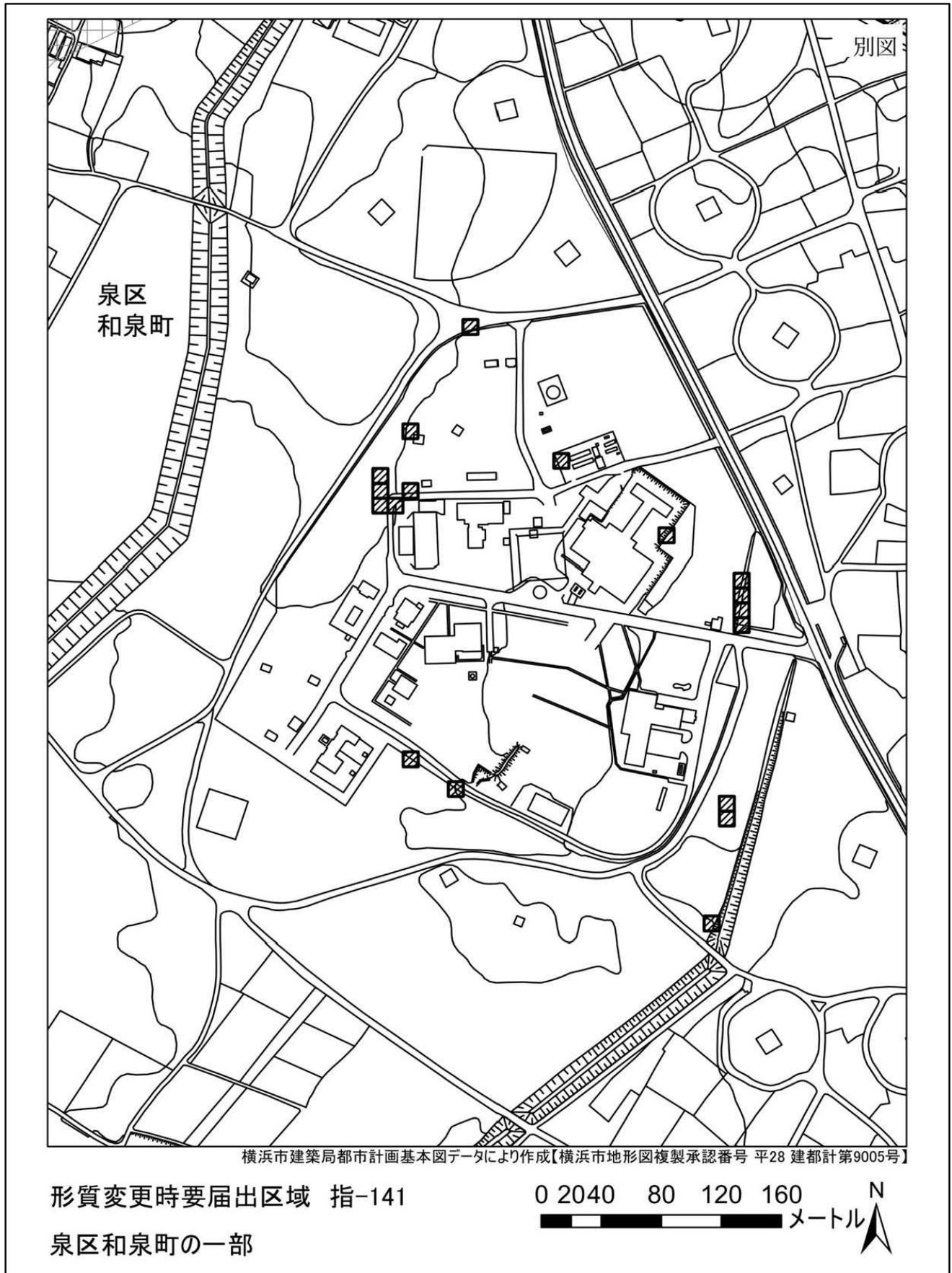
参考情報：土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域

様式第十四(第五十八條第四項関係)				形質変更時要届出区域台帳		横浜市	
整理番号	整-29-20	指定年月日・指定番号	平成30年1月15日・指-141	所在地	泉区和泉町の一部(別図のとおり)		
調製・訂正年月日	平成30年1月18日新規調製(新規指定)						
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	1,800平方メートル		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	土地所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した。						
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由							
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置							
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨							
報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類			適合しない基準項目	指定調査機関の名称		
平成29年3月29日	鉛及びその化合物			含有基準・溶出量基準・第二溶出量基準	中央開発株式会社 明治コンサルタント株式会社		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類		実施者	汚染土壌の処理方法		
		土地の形質の変更の種類		土壌搬出	有・無		
					有・無		
					有・無		
					有・無		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

引用：形質変更時要届出区域台帳（横浜市）

参考情報：土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域



引用：形質変更時要届出区域台帳（横浜市）

24 産業廃棄物最終処分場跡地以外での埋立地が存在する可能性に対する対応について

意見書でいただいたご意見は表 24-1 に示すとおりです。

1960 年代に現存した谷の部分は、図 24-3 と図 24-2 の航空写真に示すとおりですが、1960 年代の谷の正確な位置は特定できません。また、B-3 と外周道路 D の境で、廃棄物が存在すると推定される地点は図 24-1 に示すとおりです。しかし、審査会（令和 3 年度第 20 回）の補足資料 17 番で回答させていただいたとおり、過去の廃棄物に関連する資料や土壌汚染に関するボーリング調査結果等について確認、関係部署への問合せを行いました。現在把握している産業廃棄物最終処分場跡地 2 箇所以外での廃棄物の埋め立てに関する資料は存在しておらず、位置の特定は出来ませんでした。一方で、B-3 と外周道路 D の境のボーリング調査地点 B-2 で、埋土にコンクリート片やコンクリートガラ、レンガ片が混入していることは確認されています。（方法書 資料 12 参照）

なお、本事業では、対象事業実施区域の全域において土地の形質変更を行う予定ですが、深い掘削を伴い、地盤の強度が求められる工作物や建築物などについては、地盤の強さを確認するため、設計に先立ちボーリング調査を行いますので、その時点で既知の産業廃棄物最終処分場跡地以外で予期せず廃棄物が確認された場合には、関係部署と協議し、適切に対応して参ります。

表 24-1 意見書の概要

分類	意見書の概要
環境影響評価（地盤）	B-3 区（（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業 環境影響評価方法書 図 2.3.3 スポーツパークゾーンゾーニング図）から外周道路 D の境で、先のボーリング調査地点から抜けている部分で、湧水のあった谷が大量の産廃廃棄物によって埋まり、その後土を盛って現在小高くなっている場所が調査されていない。1960 年代には現存した谷の部分なので、過去の地形図から横浜市として承知しているはずにも関わらず、調査しないことに関して疑問がある。量的にはかなりあるはずであり、覆土も厚いため、数mのボーリングではわからないかもしれない。

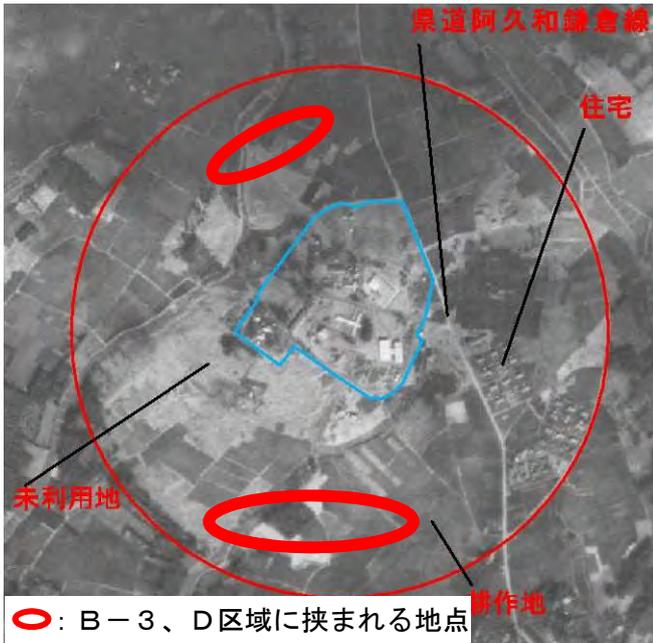


図 24-3 1956年（昭和31年）の航空写真



図 24-2 1977年（昭和52年）の航空写真

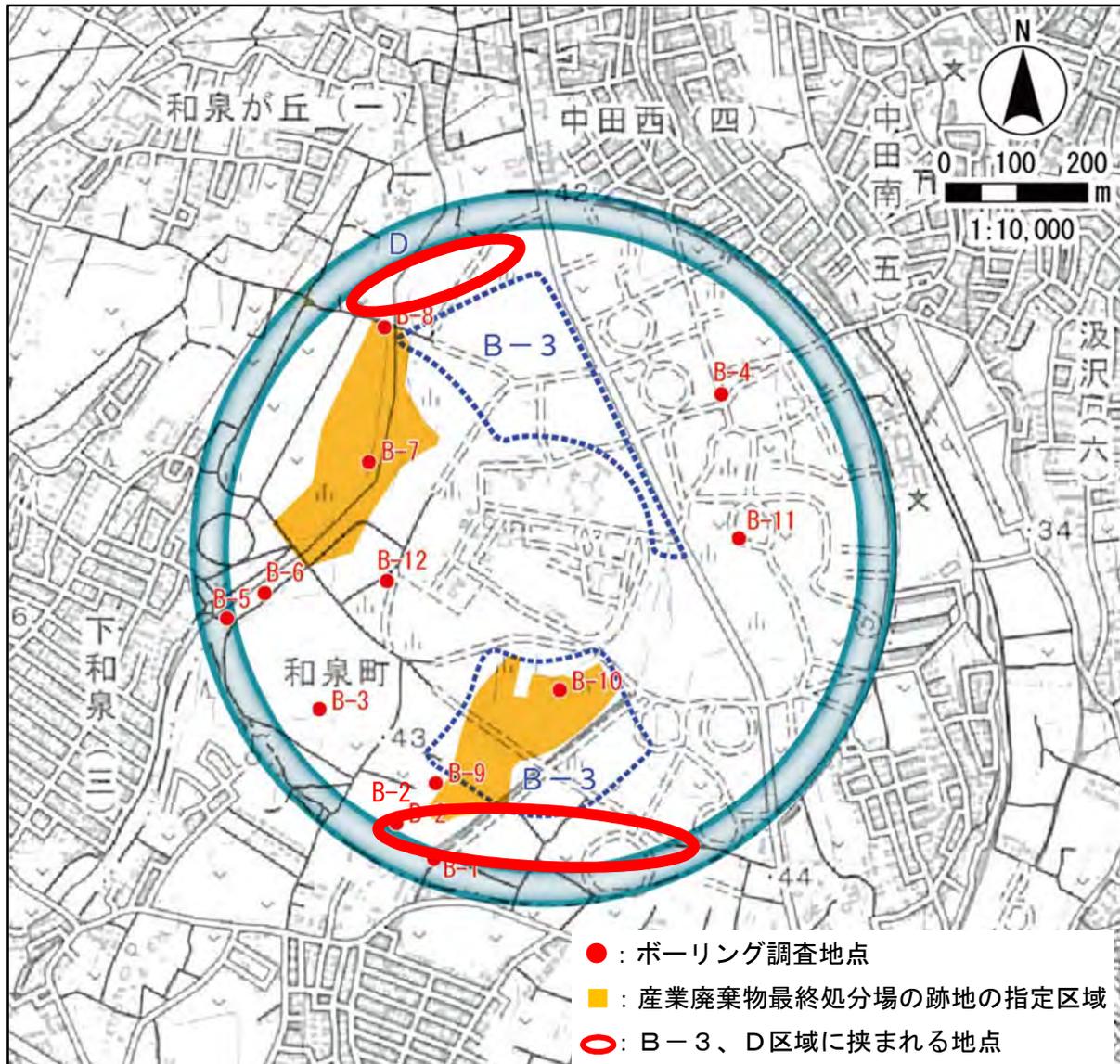
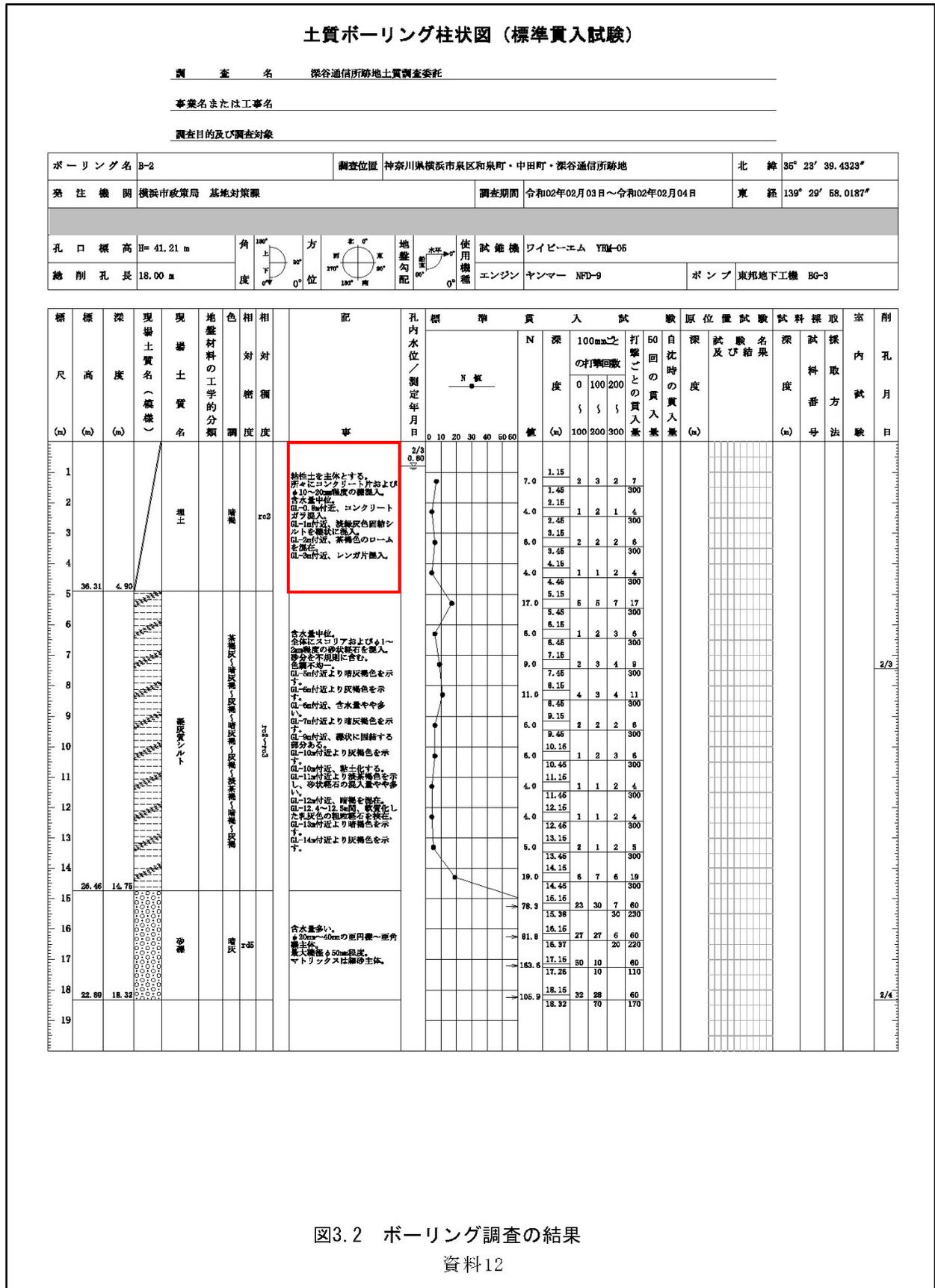


図 24-1 産業廃棄物が存在すると推定される地点

参考情報：方法書資料 12



引用：(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書 (令和3年9月)

25 戦時中の遺構に対する神奈川県への対応と本アセスでの対応について

神奈川県環境影響評価条例における評価項目「文化財」において、対象とする文化財（詳細は次ページを参照）は、基本的に横浜市環境影響評価条例と同様に、法令で指定されている文化財とされています。対象事業実施区域には、現時点で上記に該当する文化財の記録はないため、方法書段階では環境影響評価項目に選定しません。

一方で、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に従い対応します。なお、試掘の時期に関しては現時点でスケジュール等は未定であり、準備書の公表後になる可能性が高いと考えられます。

また、神奈川県内の戦争遺跡は表 25-1 に示すとおり神奈川県内の HP に観光資源として紹介されていました。このうち、「神奈川県文化財目録 種類別（令和3年5月1日現在）」（下記 URL 参照）により、神奈川県内の文化財として登録されているのは、表 25-1 のうち、歴史資料としての「氷川丸 昭和5年、横浜船渠株式会社製」、史跡としての「猿島砲台跡」の2つでした。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/29332/mokuroku.pdf>

表 25-1 神奈川県内の戦争遺跡

所在地	名称	詳細
横浜市	日本郵船「氷川丸」	国の重要文化財、貨客船
川崎市	明治大学平和教育登戸研究所資料館	旧日本陸軍の研究施設跡 (秘密戦兵器、資材の研究・開発)
横須賀市	逸見波止場衛門	旧横須賀軍港逸見門の衛兵詰所
	旧横須賀重砲兵連隊営門	連隊の正門
	走水低砲台跡	砲台跡（弾薬庫、兵舎等）
	猿島砲台跡	砲台跡（弾薬庫等）
	三軒家砲台跡	砲台跡
	観音崎砲台跡	砲台跡（火薬庫等）
	記念艦「三笠」	旧大日本帝国海軍の戦艦 ※遺跡ではありません。

資料：「かながわの戦争遺跡（戦跡）」（神奈川県国際文化観光局観光課、令和4年2月調べ）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/f80022/p1041916.html>

参考情報：文化財の定義について

第16 文化財

1 調査の手法

(1) 調査すべき情報

ア 文化財の状況

対象事業の実施区域等に存在する文化財の種類、位置、区域、保存等の状況

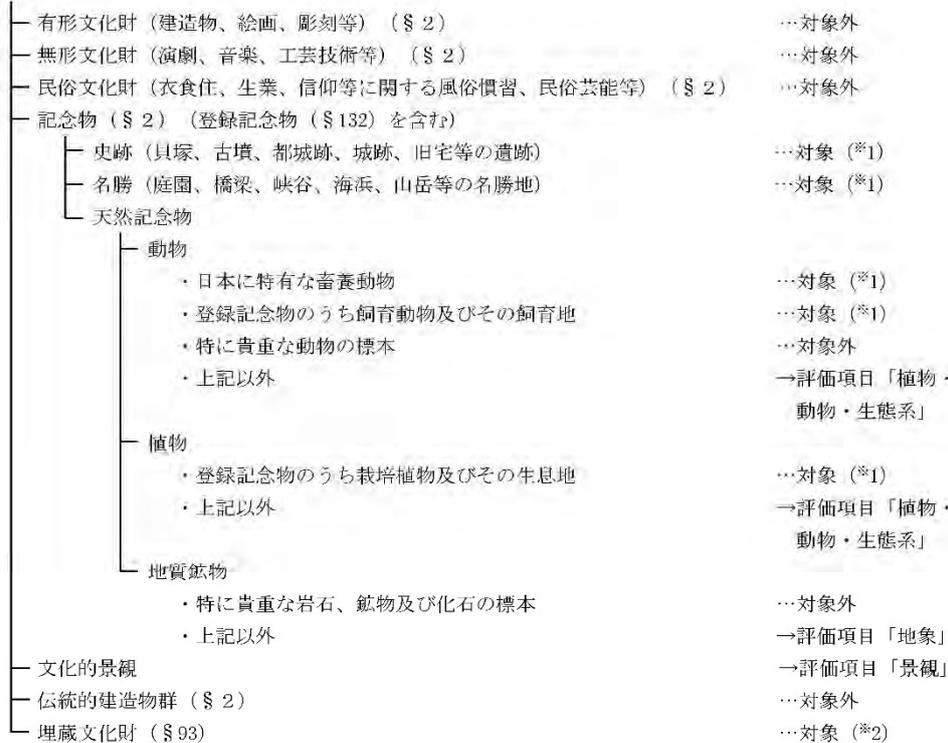
イ 文化財の周辺の状況

文化財と一体となった周辺の環境が、その文化財の総合的価値に欠かせない場合には、文化財と一体と考えられる周辺の地形、土地利用、街並み等の状況

【解説】

環境影響評価の対象となる「文化財」とは、第1章の別表1に示すとおりであるが、その概略は次のとおりである。

○文化財保護法にいう文化財



（※1）対象となるのは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物、同法第132条第1項の規定により登録された記念物、同法第182条第2項の規定により地方公共団体が指定した史跡名勝天然記念物等である。天然記念物等には、市町村条例の規定により登録された記念物を含む。

（※2）対象となるのは、文化財保護法第93条第1項にいう周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財である。ただし、周知の埋蔵文化財包蔵地の調査の際に、教育委員会から周知の埋蔵文化財包蔵地以外の地における埋蔵文化財の存在の可能性を指摘された場合には対象に含めるものとする。

天然記念物の細目については「国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝（※1）天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号、平成8年2月9日同告示第6号）による。